

小美玉市指定ごみ袋等取扱所（店舗）に関する手引き

小美玉市の指定ごみ袋は、市条例等に定める一般廃棄物処理手数料です。指定ごみ袋の適切な運用を通じて、一般廃棄物を適正に処理し、ごみの減量及び資源化を推進するため、小美玉市指定ごみ袋等取扱所の指定に関する要綱を定めています。以下、要綱の取扱いや運用等に関する手引きを以下に示します。

1. 指定ごみ袋等の販売金額

種 類	販売金額	発注単位	備考
燃やすごみ指定袋	大45リットル	200円	1箱50組
	中30リットル	150円	1箱30組
	小20リットル	100円	1箱20組

※1) 上記の販売金額は、条例で定める「ごみ処理手数料」です。必ずこの金額で販売し、値引きや無料配布、ポイントカードなどの加算は行わないでください。

2) 1組当たりの数量は、年度により変更する場合があります。

2. 委託料

(1) 燃やすごみ専用袋は、販売金額の20%の金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 業務

- (1) 市民に対し、店舗にて指定ごみ袋等の販売（ごみ処理手数料の徴収）
- (2) 販売窓口において、発注した指定ごみ袋等を受け取り、納品数に応じた代金（販売金額から業務委託料を差し引いた金額）の支払い
- (3) 納品された指定ごみ袋の適正な保管管理

4. 指定基準

- (1) 市内または市に隣接する地域で日用雑貨等の販売を行っている店舗である
- (2) 1年以上継続して営業することができる店舗である
- (3) 市税を滞納していない
- (4) 長期間にわたり指定ごみ袋の発注をしないおそれがない

5. 登録手続き

【新規】 指定ごみ袋を販売したい店舗は、指定ごみ袋等取扱所指定申請書（様式第1号）を提出し、取扱所の指定を受けてください。 ※審査期間は最低10日程度を見込んでください

【変更】 申請書の記載事項が変更するときは、速やかに指定ごみ袋等取扱所指定変更届（様式第3号）を提出してください

【廃止】 速やかに、指定ごみ袋等取扱所指定廃止届（様式第4号）を提出してください

6. 注意事項

- (1) 自家消費や景品利用等は厳に慎んでください。（発覚した場合は取扱店登録を取消します）
- (2) あらかじめ販売できる数量を購入ください。買占めなどのご遠慮ください
- (3) 取扱店の標識を、店外からも見やすい場所に掲示してください

7. 注文・納品場所

下記にて直接購入し納品を受けてください

小美玉市商工会 (小美玉市部室 1111-3 TEL0299-48-0244)

小美玉市商工会 小川支所 (小美玉市小川 4-11 TEL0299-58-2339)

8. 問い合わせ先

小美玉市環境課廃棄物対策係 ☎0299-48-1111 内線(1144, 1145)